

# 利用上の注意

本編は、平成11年11月1日現在で実施した「特定サービス産業実態調査」の結果を収録したものである。特定サービス産業実態調査の概要及び本編統計表の利用上の注意は、以下のとおりである。

## I. 特定サービス産業実態調査の概要

### 1. 調査の目的

特定サービス産業実態調査は、我が国サービス産業の活動の実態と事業経営の現状を明らかにし、サービス産業に関する施策の基礎資料を得ることを目的に、統計法（昭和22年法律第18号）に基づく指定統計（第113号）として、特定サービス産業実態調査規則（昭和49年通商産業省令67号）によって、毎年実施している。

### 2. 調査範囲

本調査は、サービス産業のうち、主として対事業所関連サービス又は対個人関連サービスの業務を営む事業所（又は企業）を調査範囲とし、通商産業大臣が指定する対象について行う。平成11年調査は、次の業種に属する業務を営む事業所又は企業を対象としている。

### <平成11年特定サービス産業実態調査の調査業種と対象範囲>

業 種	調 査 対 象 の 範 囲
物 品 質 貸 業	日本標準産業分類（平成5年10月改訂。以下同じ）小分類791－各種物品賃貸業、同792－産業用機械器具賃貸業に属する業務を営む事業所で、市（東京23区を含む。）の区域に所属するもの。
情 報 サ ー ビ ス 業	日本標準産業分類小分類821－ソフトウェア業、822－情報処理・提供サービス業に属する業務を営む事業所で、市（東京23区を含む。）の区域に所在するもの。
広 告 業	日本標準産業分類中分類83－広告業に属する業務を営む事業所で、市（東京23区を含む。）の区域に存在するもの。
ク レ ジ ッ ト カ ー ド 業	日本標準産業分類細分類6631－クレジットカード業に属する業務を営む全国の企業。
エ ン ジ ニ ア リ ン グ 業	日本標準産業分類細分類8499－他に分類されない専門サービス業のうち、エンジニアリング業を営む企業で、市（東京23区を含む。）の区域に所在するもの。
テ ニ ス 場	日本標準産業分類細分類7666－テニス場に属する業務を営む全国の事業所。
機 械 設 計 業	日本標準産業分類細分類8491－機械設計業に属する業務を営む事業所で、市（東京23区を含む。）の区域に所在するもの。
ゴ ル フ 練 習 場	日本標準産業分類細分類8483－ゴルフ練習場に属する全国の事業所。
テ レ マ ー ケ テ ィ ン グ 業	日本標準産業分類細分類8699－他に分類されないその他の事業サービス業のうちテレマーケティング業に属する業務を営む事業所で、市（東京23区を含む。）の区域に所在するもの。

### 3. 調査の種類、調査内容

平成11年調査はそれぞれ(9業種)別に定める調査票を用い、業務の開始年、従業者数、売上高、営業費用、事業経営の現状等の調査を行った。

### 4. 調査の方法

調査方法は、都道府県知事から任命された特定サービス産業実態調査員が各調査票を対象事業所又は企業に配布し、申告義務者が自ら調査票に記入する方法(自計申告方式)により実施した。調査実施は次のとおりである。

通商産業大臣 = 都道府県知事 = (市区町村長) = 調査員 = 申告者

### 5. 調査結果の公表

本調査の集計結果は、調査期日からおおむね8ヶ月後に主な概要表を速報として刊行物で公表する。また、1年余後に各調査業種の詳細表を取りまとめ、それぞれ刊行物で公表する。

## II. 利用上の注意

1. 本調査の物品質貸業、情報サービス業、広告業、テニス場、機械設計業、ゴルフ練習場及びテレマーケティング業は、事業所を調査単位としており、クレジットカード業、エンジニアリング業は企業を調査単位としている。
2. 本調査は、当該業務を主業としない事業所(企業)も対象としている。
3. 事業所数は、平成11年11月1日現在で本調査の対象とした事業所数である。
4. 機械設計業については、平成11年調査の実施に先立ち、調査対象事業所の捕捉を行っている。
5. 契約先産業別の各表の「サービス業」とは、「サービス業(当該業務を除く。)」の略である。
6. 平成9年調査よりエンジニアリング業を除く調査業種の従業者数は「臨時・日雇」を含む調査とした。
7. 集計結果は、単位未満を四捨五入したため内訳と合計が一致しないものもある。
8. 本調査結果の概要(本文)及び統計表中に使用している記号は次のとおりである。
  - 「-」……該当がないもの又は調査していないもの。
  - 「0」……四捨五入のため単位未満のもの。
  - 「▲」……マイナス数値を表しているもの
  - 「x」……該当する事業所数が1又は2であるため、個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるので数値を秘匿した箇所である。また、事業所数が3以上であっても1又は2の事業所の数値が合計との差し引きで判明する箇所は「x」で表した。
9. 本編に掲載された数値を他に転載する場合は、通商産業省編「平成11年特定サービス産業実態調査速報」による旨明記すること。
10. 問い合わせ先

〒100-8902 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

通商産業大臣官房調査統計部 生活・サービス産業統計調査室 実態調査班

電話 03-3501-1511(代表) 内線2379~2380

本統計表は再生紙を使用しております。